

## 高石市子育て世帯訪問支援事業事業者募集要領

### 1. 目的

この要領は、高石市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の事業者の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業の内容等

事業の内容については、高石市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に、サービスの内容については、高石市子育て世帯訪問支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

#### (2) 事業の実施

事業の実施にあたっては、要綱及び仕様書を遵守するものとする。

#### (3) 事業の実施区域

以下の区域を指定して応募することができる。

千代田地区・高師浜地区・羽衣地区・東羽衣地区

加茂地区・綾園地区・西取石地区・取石地区

高石市全域

#### (4) 登録有効期間

登録日から令和7年3月31日まで

### 3. 事業の実施依頼（利用予定者の連絡）

市は、サービス利用希望者から利用申請があり、その利用を承認した場合においては、原則、利用者の自宅から近い事業者へ実施依頼する。

### 4. 事業者の資格要件

(1) 事業に対して意欲を有する事業者で、次のいずれかの要件を満たす事業者とする。

ア 利用者の派遣要望に応えることのできるスタッフ（派遣ヘルパー）を有するなど、事業の適切な運営が確保できると認められる介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者又は同等の援助が提供できる事業者（\*）

\*「同等の援助が提供できる事業者」とは、複数名で構成された団体で、構成員（代表者含む）の中に、家事又は育児のサービス提供の実績がある者がおり、サービス利用者の居宅において家事又は育児サービスの提供が可能であると市長が認める者とする。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者

ウ 事業の適切な運営が確保できると認められる、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院もしくは診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）又は助産所。

- (2) 母子保健に理解と熱意を有し、事業目的を十分理解している事業者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 要綱及び仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

## 5. 提出書類

- (1) 高石市子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書（要領様式 1）
- (2) 高石市子育て世帯訪問支援事業実施計画書（要領様式 2）
- (3) 事業者概要（要領様式 3）

※申請に必要な添付書類を併せて提出すること。

## 6. 登録事業者の審査及び契約

市は、提出された書類に基づき、事業者を審査し、必要に応じてヒアリング又は実施調査を行う。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録するとともに、審査結果について書面で通知する。

なお、結果通知後、別途高石市と事業者で委託契約を締結し、本事業を開始すること。

## 7. 登録内容の変更等

登録事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに、高石市子育て世帯訪問支援事業登録内容変更届（要領様式 4）により届け出ること。

## 8. 登録事業者の取消

次のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消し、高石市子育て世帯訪問支援事業登録取消通知書（要領様式 5）により事業者に通知する。なお、登録の取消により損害を受けた場合においても、事業者は市に対し、その損害の補償を請求できないものとする。

- (1) 登録事業者の資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 事業を履行することが困難と認められる場合
- (5) 申請に際して不正行為があった場合
- (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 個人情報の取扱いが適切に行われなかった場合
- (8) 高石市との適切な連絡体制を確保できなくなった場合

## 9. 次年度の登録更新

登録の更新にあたっては、高石市子育て世帯訪問支援事業委託事業者更新確認書（要領様式6）を提出すること。事業実施内容に変更がなく、「4. 事業者の資格要件」を満たしている場合は、本市と委託事業者において協議し、自動更新とする。

自動更新時に事業実施内容に変更が必要な場合、「7. 登録内容の変更等」のとおり対応すること。

## 10. 申請書等の提出方法

### (1) 提出期間

随時受付

平日 午前9時から午後5時まで

### (2) 提出先

〒592-8585

大阪府高石市加茂4丁目1番1号

高石市教育部子ども未来室子ども家庭課（高石市役所別館2階）

### (3) 提出方法

直接持参により提出する。

### (4) 問合せ先

高石市教育部子ども未来室子ども家庭課

電話：072-267-1160

FAX：072-265-1015

E-mail：kodomokatei@city.takaishi.lg.jp

## 11. その他

(1) 提出書類は審査結果にかかわらず返却しない。なお、不登録になった場合においても市で定めた保存期間終了後、市の責任において全て処分するものとし、本事業以外に使用しない。

(2) 提出書類の作成等、申請に要する費用は、すべて申請事業者の負担とする。

(3) 当該募集は、あくまで事業者の募集を行うもので、登録されても登録期間内に必ずサービスの提供を約束するものではない。

(4) 8に該当する事項が発生した場合は、速やかに市へ報告すること。